

所沢市立小手指中学校 いじめ防止基本方針

令和5年2月改定

1 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

2 いじめの理解

上記の定義をもとに、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」という考え方を基本に、共通の認識をもって対処するものとする。また、暴力を伴わないいじめ（嫌がらせやいじわる等）にあつても継続的・集中的に行われることにより、生命や身体に重大な危険を生じさせる。いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく「観衆」や「傍観者」にも注意を払う必要がある。「けんか」や「ふざけ合い」など認識にくい場合もあるため、背景の事情調査を行い、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することも必要である。

3 いじめの防止（未然防止のための取組み）

（1）基本的考え方

いじめを未然に防ぐためには、友達や先生方と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることが前提となる。規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、その中で活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが必要である。そうすることで集団の一員としての自覚や自信が生まれ、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係を作り出していくと考えるからである。

（2）いじめに関する相談体制

いじめの未然防止・早期発見に向け、小中連携による情報交換や心のふれあい相談員やスクールカウンセラーを活用した相談体制の充実を図り、教育相談部会を機能させ組織的に教育相談を行い、関係機関との連携等を図り必要な支援を行う。また、保護者、地域への周知・啓発を行っていく。

（3）「居場所づくり」・「絆づくり」のために生徒の望ましい人間関係を育むために以下のことに取り組んでいく。

- ①生徒が主体となり、自主的な行事運営を心がける。（「いじめ撲滅強調月間」、いじめに対する「行動宣言」等）
- ②道徳教育を通して生徒の豊かな心を育て「いじめをしない、させない」心を育てる。「彩の国道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ 問題』にできること～」の活用を推進を図る。
- ③学活の時間を通してソーシャル・スキル・トレーニングなどの適応指導を行う。
- ④定期的に二者相談や三者相談を実施して、生徒の悩みに耳を傾ける。
- ⑤生徒、保護者に対して情報モラル講習会を実施する。

（4）「わかる授業づくり」のために生徒に分かる楽しさや学ぶ喜びを体感させるために以下のことに取り組んでいく。

- ①授業を大切にす姿勢を育てる。
- ②授業規律を守らせる。
- ③研究授業を通して教師の授業力の向上を図る。
- ④学校公開などを通して授業を公開する。

(5) いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものでり決して許されないことを理解させる。

(6) いじめは刑事罰の対象

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる。

(7) 配慮が必要な児童生徒について

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(8) GIGAスクール構想における、一人一台端末の活用について

各生徒に一台ずつ配布されている端末について、正しく効果的に活用できるよう、校内・校外での約束事を確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

4 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

(1) 基本的考え方

日頃からの生徒の見守りや信頼関係作りに努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。けんかやふざけ合いであっても、背景に目を向け、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断を行う必要がある。

いじめを発見、または相談を受けた場合は、教職員は訴えを抱え込まずに、直ちに全てを報告し、相談を行う。（いじめに関わる情報を抱え込んだ場合は、法第23条第1項の規定に違反し得る）

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①二者相談や三者相談を実施して、生徒の悩みや相談に真摯に耳を傾ける。
- ②定期的に教育相談部会を開き、情報を共有する。
- ③教師間だけでなく、さわやか相談員や養護教諭からの情報も活用する。
- ④保護者ともこまめに連絡を取り合う。
- ⑤年間を通して定期的にいじめに関する調査（学期に1回程度・本校では「生活アンケート」としていじめに関する項目を設けて実施）、個人面談、「生活ノート」というような教職員と生徒との間で日常行われている日記等を活用する。
- ⑥保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進める。
- ⑦校内でのいじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通理解を図るとともに、個々の児童生徒への指導の充実を図る。

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

生徒の安心・安全を守ることが全てに優先する。

いじめ発見の通報を受けた場合には、一人の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが大切である。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒に対して成長支援をする必要がある。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。さらに、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たることも考慮する必要がある。

(2) いじめの解消について

いじめの解消については、単に謝罪をもって解消とせず、下記の二つの要件が満たされている必要があるが、満たされていても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【いじめ解消の要件】

①いじめに係る行為が止んでいる

⇒被害者に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットによる行為も含む）が相当な期間（少なくとも3ヶ月を目安）止んでいる。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていない

⇒心身の苦痛は、被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ側の生徒には、全職員が毅然とした態度で指導する。

①指導に従わなかったり、状況が改善しなかったりした場合は、別室での指導もありうる。

②重大な事態が発生した場合は、警察などの関係機関と協力して指導に当たる。

(4) いじめられた生徒への指導又はその保護者への支援

①事実関係の聞き取りを行い、プライバシーの確保に注意する。

②家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝える。

③いじめられている生徒が落ち着いて生活できる環境を整備する。

④いじめられている生徒に寄り添い、心のケアを含めた支える体制を作る。

(5) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

再発を防止するための措置が講じられなければならない。

①事実関係の聞き取りを行い、いじめが確認されたら、それを止めさせる。

②家庭訪問等で保護者に迅速、確実に事実関係を伝え、協力を依頼する。

③いじめの不当さを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。

④いじめた生徒の抱える問題などいじめの背景にも目を向ける。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題として捉えさせる必要がある。また、はやしたてるなどの行為をした生徒には、その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる必要がある。

(7) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等に対しては、直ちに削除する措置をとる。必要に応じては、警察などの関係機関に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法」より抜粋）

上記の内容をもとに、本校では重大事態が発生した際には、その案件ごとにいじめ防止対策委員会を開き、情報の共有、対応の協議等を行い、組織的に対応していく。

(1) いじめ防止対策委員会の構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、相談員

（+いじめ加害者担任、被害者担任、スクールカウンセラー、関係諸機関 等）

(2) 重大事態の報告

詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしないように慎重に対応する。「重大事態」の意味を全職員が理解しておくとともに、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し出が児童生徒や保護者からあったと教職員からの報告を受けた場合は、重大事態の発生を教育委員会に報告する。

(3) 学校に対しての指導・支援

学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、学校に対して、いじめ問題対策委員会による必要な指導又は適切な支援を行う。いじめの事案で被害児童生徒が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行うよう支援を行う。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性があることを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきであり、申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(4) 調査の実施

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、いじめ問題対策委員会による調査を実施し、客観的な事実関係を明確にする。

(5) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②報告

調査によって報告された調査結果及び教育委員会の調査結果について、保護者に報告する。

(6) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 再調査への措置

(1) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに所沢市教育委員会に報告する。

(2) 調査の実施

校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にする。また、所沢市「いじめ対応マニュアル」に沿って対応を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行う。これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

②調査結果の報告

調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

8 地域や家庭との連携

(1) 全教職員の共通理解、保護者・地域との協力・連携と啓発

「いじめている子供への指導」「いじめられている子供への支援」「周りではやし立てるこどもへの対応」「見てみぬふりをするこどもへの対応」「学校全体への対応」について共通理解をもって対応する。学校生活の様子を保護者会や学校だより、学年・学級通信等で積極的に発信し、学校と保護者・地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいく。

また、GIGAスクール構想における一人一台端末の配付、スマートフォンやタブレット等の普及によるネットトラブル等を防止するために、情報モラル講習会や保護者会の際に情報モラルに触れるなど保護者に向けての啓発にも取り組んでいく。

(2) 校種間及び関係機関・専門機関との連携

小中連携の視点からも情報交換を密にして、学校間の円滑な接続を図る。特に、小学校卒業時における確実な情報交換を図る。学校評議員会、民生委員との話し合い、所沢市安全安心な学校と地域づくり支部会議など、研修会や報告会を活用し、教職員だけでなく学校にかかわる地域関係者からもいじめに関する情報を広く聞き取り指導に生かす。また、必要に応じて、諸機関（児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センター）とも連携して情報を共有し、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行う。

(3) 幼児期からのいじめ未然防止に向けた取組の推進

発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼児期からのいじめの未然防止に向けた取組を促す。

(4) 「小手指中学校いじめ防止基本方針」は、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに入学時や各学年、年度初めに、児童生徒、保護者、関係機関等に周知する。

平成 26 年 4 月 7 日制定

平成 29 年 10 月 10 日一部改定

令和元年 12 月 23 日一部改定

令和 5 年 3 月 23 日一部改定